

維持管理基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

基 準	措 置 内 容
飛散・流出 (第1条第2項第1号)	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないよう必要な措置を講ずること。
悪 臭 (第1条第2項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
火 災 (第1条第2項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えておくこと。
衛生害虫等 (第1条第2項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。
囲 い (第2条第2項第2号イ)	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 埋立が終了した埋立地を埋立以外の用に供する場合には、埋立地の周囲に設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。
立 札 (第1条第2項第6号)	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
擁壁等の点検 (第1条第2項第7号)	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するため必要な措置を講ずること。
展開検査 (第2条第2項第2号ロ)	産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。
地下水の水質検査 (第2条第2項第2号ハ)	浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。 埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ハ)	地下水の水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

基 準		措 置 内 容
浸透水の水質検査 (第2条第2項第2号ホ)	<p>採取設備により採取された浸透水の水質検査を、(1)及び(2)に掲げる項目についてそれぞれ(1)及び(2)に掲げる頻度で行い、かつ、記録すること。</p> <p>(1) 地下水等検査項目 一年に一回以上</p> <p>(2) BOD又はCOD一月に一回(埋立処分が終了した埋立地においては、三月に一回)以上</p>	<p>浸透水集排水管の下流に設けた集水枠により定期的に採取して下記の水質検査を行うものといたします。</p> <p>地下水等検査項目については、1回/1年実施いたします。</p> <p>BODは1回/1月の水質検査を実施します。但し廃止時には1回/3ヶ月の水質検査を実施します。</p>
浸透水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ヘ)	<p>次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>浸透水に係る地下水等水質検査の結果が基準に適合していないとき。</p> <p>浸透水に係るBOD又はCODの水質検査の結果、維持管理計画書で示した達成目標値を超えているとき。</p>	<p>浸透水集排水管の下流に設置した集水枠(800×800)より上記項目の頻度で水質検査を実施して異常がないかを確認します。</p> <p>万一、浸透水の地下水等水質検査項目及びBODの水質検査項目の結果が基準又は達成目標値に適合していない場合は埋立作業を中止して原因を追究した上で必要な対策を施すものとします。</p>
埋立終了後の開口部の閉鎖 (第2条第2項第2号ト)	埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立終了の埋立地開口部には最終覆土として厚さ50cmの土砂で閉鎖します。
覆いの損壊防止 (第2条第2項第2号チ)	閉鎖した埋立地については、トに規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖した埋立地には植林緑化を施して覆いの破損を防止するものとします。
残余容量の測定及び記録 (第1条第2項第19号)	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	埋立地の残余容量については1回/1年測定して記録を保存するものとします。
記録の作成及び保存 (第1条第2項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋立処分した産業廃棄物の種類(石綿含有廃棄物を含む)及び数量と展開検査を行った点検結果並びに石綿含有産業廃棄物の埋立した位置を示す図面を作成すると併にそれらの記録については最終処分場の廃止までの間は事務所にて保存します。